

公開について

■規約抜粋■

(懇談会)

第4条

4. 懇談会は、事務局に対し、審議に必要な資料の提出を求めることができる。また、必要に応じ、地元関係者等の意見を求めることができる。

(守秘義務)

第6条

委員は、個人を識別したり、個人の権利利益を害する恐れのある情報などを漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(懇談会の公開)

第7条

懇談会の配布資料及び開催結果は原則的に公開とし、公開の方法については、懇談会で審議して決定する。

○懇談会の傍聴について

○懇談会資料及び開催結果の公開方法について

○報道取材について